

議案第 5 3 号

日進市と愛知郡東郷町との間におけるし尿処理事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、関係地方公共団体との協議により、令和 4 年 4 月 1 日から日進市と愛知郡東郷町との間におけるし尿処理事務の委託に関する規約を変更することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 29 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、し尿処理に関する事務の変更について、関係地方公共団体である日進市と協議する必要があるからである。

日進市と愛知郡東郷町との間におけるし尿処理事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

日進市と愛知郡東郷町との間におけるし尿処理事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

題名中「し尿」の次に「及び浄化槽汚泥の」を加える。

第1条を削る。

第2条の見出しを「(委託事務の範囲)」に改め、同条中「愛知郡東郷町」を「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の14第1項の規定に基づき、愛知郡東郷町」に改め、同条を第1条とし、第3条を第2条とする。

第4条第2項中「、請求及び支払」を「並びに請求及び納付」に改め、同条を第3条とする。

第5条第3項中「委託事務の管理及び執行に係る経費は、毎年度、清算を」を「各年度における経費に対し、愛知郡東郷町が日進市に納付した額に過不足があるときの経費の調整は、翌年度の愛知郡東郷町の納付額において」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「地方自治法(昭和22年法律第67号)」を「法」に改め、同条を第5条とする。

第7条第3項中「愛知郡東郷町長は」の次に「当該条例等が愛知郡東郷町に適用される旨及び」を加え、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「委託事務を」を「委託事務の全部又は一部を」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案の概要

1 変更理由

愛知郡東郷町が日進市に委託するし尿処理に関する事務について、処理施設の変更に伴い、規約を変更する必要があるからである。

2 変更内容

- (1) 施設名称を削除すること。 (第1条関係)
- (2) 委託事務の管理及び執行に係る経費について、納付した額に過不足があるときの調整は、翌年度の納付額において行うこと。 (第5条関係)
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。